

情報伝達手法のガイドライン

平成21年4月1日

目 的

入港予定外国船舶に対し、入港岸壁情報を含む最低限の港湾情報が適時的確に伝達されるよう、その手法を定め迷走船の防止を図る。

具体的迷走防止対策

1.情報伝達等の区分【主目的】

(1) 事前連絡【周知】

総代理店等を通じて旗国の船舶に行われる事前連絡のことで、当該船舶はこれにより関門港における入港予定岸壁や入港予定日時等の概要を知ることになる。

(2) 直前連絡【確認】

関門港西口等の港域境界線に接近または到着した船舶に対して、入港直前に行う連絡のことで、入港岸壁（岸壁名称・位置）等を再確認する意味がある。

2. 情報伝達を行う関係者の役割

(1) 代理店

- ・事前連絡（入港予定岸壁、港湾情報の情報提供など）

(2) 北九州・下関ポートラジオ

- ・直前連絡（代理店、網取り会社への入港予定船舶の港外到着情報提供など）

(3) 北九州市港湾空港局・下関市港湾局等

- ・事前連絡（関係船社等へのポートセールスを含む港湾情報の周知など）
- ・直前連絡（代理店への許可岸壁状況の周知、北九州・下関ポートラジオを介して入港確定岸壁名称と位置の確認、岸壁状況等の情報提供など）

(4) 関門海峡海上交通センター及び若松港内交通管制室

- ・直前連絡（関門海峡及び管制水路における交通情報の提供）

3. 情報伝達手法と伝達上の留意点

事前連絡	代理店	<u>周知事項</u> (1) 入港予定岸壁の名称、位置（緯度・経度、〇〇度〇〇. 〇分） ・（例）33° —54. 1' N 130° —48. 6' E ※できるならば、著名物標からの方位・距離も併記 ・（例）〇〇灯台から真方位〇〇〇度〇〇〇〇メートル (2) 上記位置付近、変針目標となる灯浮標等に印をつけた図面 ・ 別図参照 （日本語版にリンクしています。英語、中国語、韓国語版がありますのでご利用下さい。） (3) 入港前の船舶との連絡手段、電話番号、FAXの有無を確認 (4) 管制信号（若松航路航行の場合） ・（例）入航するには「I」、出航するには「O」の信号に従うこと (5) 関門海峡の交通について、留意すべき情報 ・（例）航路の優先関係、VHFを聴取すること (6) 航路外航行は、法律違反で罰せられ、事情聴取等のため次航海に遅れが生じること
直前連絡	代理店・ポートラジオ・港湾局など	<u>確認事項</u> ※(1)～※(3)の項目については、入港予定船舶船長の理解度を確保するため、当該船舶に照会し、具体的に回答させること ※(1) 着岸岸壁の名称、位置（緯度・経度、〇〇度〇〇. 〇分） ※(2) 着岸時刻 ※(3) 関門航路から各枝航路等に入航する際、変針目標となる灯浮標（番号）又は著名物標 (4) 着岸岸壁・コースラインの海図記入 (5) 着岸岸壁、変針目標となる灯浮標等に印を記載した図面は、船舶に届いているか (6) 世界測地系（WGS-84）海図の所持確認 ・（例）響灘南岸壁入港の場合 W135, W1265 ・（例）安瀬岸壁入港の場合 W135, W1264 ・（例）堺川岸壁入港の場合 W135, W1263 ・（例）日明岸壁入港の場合 W135, W1263 (7) 管制信号（若松航路航行の場合） (8) 網取り船の配備海域位置等の情報（配備の場合） (9) 関門港入域時に、VHF16chを使用し ・ 関門海峡海上交通センター ・ 北九州・下関ポートラジオ へ通報するよう指導 (10) 航路外航行は、法律違反で罰せられ、事情聴取等のため次航海に遅れが生じること

【凡例】 港湾局：北九州市港湾空港局、下関市港湾局